

平成29年11月22日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、20都道府県の30人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 20都道府県30人

(北海道1、千葉県1、東京都3、神奈川県1、石川県1、福井県1、愛知県1、京都府1、大阪府1、兵庫県5、奈良県1、和歌山県1、鳥取県1、島根県2、愛媛県1、高知県1、福岡県4、佐賀県1、宮崎県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成29年11月30日